

第十三回国 参議院内閣委員会會議録 第二十三号

昭和二十七年五月十四日(水曜日)午後一時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君  
理事 山田 佐一君  
山花 秀雄君

委員

楠見 義男君  
竹下 豊次君  
成瀬 掃治君  
三好 始君  
松原 一彦君

政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君  
文部政務次官 今村 忠助君  
労働政務次官 溝口 三郎君  
建設政務次官 塚原 俊郎君  
事務副局

常任委員 杉田正三郎君  
会専門員 藤田 友作君  
常任委員 藤田 友作君  
会専門員

本日の会議に付した事件

- 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣送付)
- 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) それでは内閣委員会を開会いたします。

先ず以て労働省設置法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。これは予備審査であります。本案提出の理由について政府委員から御説明を求めます。

○政府委員(溝口三郎君) 労働省設置法の一部を改正する法律案を審議せられるに当り、提案の理由を御説明いたします。

御承知のごとく、政府といたしましては、我が国の自主自立態勢に即応し、現在の国力にふさわしい簡素且つ能率的で而も民主主義の原則に則る行政機構を樹立するため、行政機構の改革を行うこととしたのであります。その一環として労働省につきましても、労働統計調査部を廃止して統計調査部を置くこととし、なお併せてこの際婦人少年室を本省の地方支分部局として設置法に掲記すべき旨を閣議決定いたしましたので、これに基づき労働省設置法の一部を改正することとし、本案を提案いたしました次第であります。以下その要点を御説明いたします。

先ず第一点といたしまして、労働統計調査部の廃止及びこれに代る統計調査部の設置であります。これは現在各省の官房又は局に置かれていた各部の制度は、第五回国会における国家行政組織法の改正以来、臨時の制度として一年ごとにその存続を延長して今日に至つたものであります。今回の行政機構の改革の一環としてこれを打切る

ことといたしましたので、労働省設置法につきましても、これに必要な改正を加えることといたしましたのであります。

次に今般本省の地方支分部局として各都道府県ごとに婦人少年室を設けて本省婦人少年局の所掌する婦人及び年少労働に特殊な労働条件の向上及び保護を図ること、婦人及び年少者に特殊な労働問題に関する事等の事務を分掌させることとしたのであります。これは設置法に基き地方支分部局として新設の機関であります。従来本省の婦人少年局の職員を各都道府県に常駐せしめこれらの事務を行わせていたものを、そのまま地方支分部局として設けることとしたもので、実際上は現状に変更を加えるものではないのであります。

なお最後に、設置法第四條第二十号に規定する「労働に関する団体の役員への就職禁止に関する労働省の権限事項」を今回削除したこととしたのであります。これは去る三月に国会を通過した「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き労働省関係諸命令の廃止に関する法律」の施行により当省の事務としてはなくなるものであります。それを今回本設置法改正の機会において整理することとしたのであります。

以上本法案提出理由の概要を御説明した次第であります。何とぞ、御審議の上速かに可決あらんことをお願い申上げる次第であります。

○委員長(河井彌八君) 次は大蔵省設置法の一部を改正する法律案及び大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、何れも予備審査であります。これを議題といたします。政府委員から御説明を求めます。

○政府委員(西村直己君) 只今議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案はか一法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

先ず大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきましてその提案の理由を説明いたします。

今般の行政機構改革の趣旨に則りまして、その一環として大蔵省関係の行政機構の合理的な再編成を行うため、大蔵省設置法に所要の改正を加えることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にその内容の概略を申し上げます。第一に、大蔵省の外局たる証券取引委員会、公認会計士管理委員会及び国税庁並びに総理府の外局たる外国為替管理委員会及び経済安定本部の外局たる外資委員会を廃止して、その権限及び所掌事務の全部又は一部を証券取引委員会及び公認会計士管理委員会については本省の理財局へ、国税庁については本省の内局として新設する徴税局へ、外国為替管理委員会及び外資委員会についても同じく本省の内局として新設する為替局へ、それら統合することとしたのであります。

第二に、本省の内外部局につきま

ては、従来の官房五局に、只今申しました徴税局及び為替局の二局を加えて官房及び七局に改めるほか、財務官を廃止して財務参事官を新設し、また官房調査部、主税局税関部及び銀行局検査部を廃止し、主税局及び銀行局には次長各一人、徴税局には次長二人を置くことといたしましたのであります。

第三に、附属機関の再編成といたしまして、現在大蔵省の外局である造幣局及び印刷局を本省の附属機関といたし、その名称を造幣局及び印刷局に改めることといたしました。又証券取引委員会、公認会計士管理委員会、外国為替管理委員会及び外資委員会の廃止に伴つて、これらの所掌事務に関する諮問機関として、証券取引審議会、公認会計士審査会、外国為替審議会及び外資審議会を本省に設けるとともに、経済安定本部の附属機関たる企業会計基準審議会を企業会計審議会として大蔵省に移し、更に国税庁の統合に伴つて国税庁協議団は廃止することとしたのであります。

第四に、地方支分部局に關しましては、国税庁の地方支分部局たる国税局を国税庁の廃止に伴い本省の地方支分部局に改めるとともに、税務署の数を減少いたします場合に對処して、主として納税者の便宜を図りますために新たに税務署の支署を置き得ることとしたのであります。

右に述べましたほか、経済安定本部の改組等にも伴ひまして、大蔵省の任務、権限及び所掌事務に所要の改正を

加えるとともに、規定の整備を図ることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

この法律案は今回の行政機構の改革の一環として、別途提出いたしました大蔵省設置法の一部を改正する法律案による大蔵省機構の改革に伴いまして、関係法令について所要の整理を行うおとすものであります。その内容を申し上げますと、この法律案によつて改正を加えようとする法令は、總數三十四件に及んでおりますが、これを事項別に申しますと、先ず第一は造幣庁及び印刷庁が本省の附属機関となり、造幣局及び印刷局に改められることに伴いまして、造幣庁特別会計法、印刷庁特別会計法等六件の法律について、造幣庁、印刷庁を、造幣局、印刷局に、また造幣庁長官、印刷庁長官を造幣局長、印刷局長に改めることといたしました。

第二に、国税庁の廃止に伴いまして、所得税法、法人税法等十件の税法について、国税庁、国税庁長官を、それぞれ大蔵省、大蔵大臣に改め、或いはこれらを削る等の改正を加えることとしたし、なおそのうち国税犯則取締法の改正に關連いたしまして、たばこ専売法等三件の専売関係法律についても所要の整理を行うことといたしました。

第三に、証券取引委員会の廃止に伴い、証券取引法及び証券投資信託法につきまして、その規定中、証券取引委員会とあるのを大蔵大臣又は大蔵省に改め、また証券取引委員会規則を以て定めることとなつてゐる事項は、その事柄の性質に依りまして政令又は大蔵省令で定めることに改める等の改正を行うと共に、証券取引法の適正な運営を図るため大蔵大臣の諮問機関として証券取引審議会を設置することとなりまして、その組織及び運営について所要の規定を設けることといたしました。

第四に、公認会計士管理委員会の廃止に伴いまして、公認会計士法については公認会計士管理委員会とありまのを、大蔵大臣又は大蔵省に改め、公認会計士管理委員会規則とあるのを、政令又は大蔵省令に改めると共に、公認会計士制度の運営に關する重要事項等を調査審議すると共に、公認会計士試験を行うための機関として公認会計士審査会を置くこととし、その組織及び運営に關して所要の規定を設けることといたしました。

第五に、総理府の外局であります外国為替管理委員会が廃止されまことに伴ひましたに伴ひまして、外国為替及び外国貿易管理法につきまして従来外国為替管理委員会とありますのを、大蔵大臣に改めると共に、外国為替の管理に關する重要事項を調査審議いたしますため大蔵大臣の諮問機関として置かれます外国為替審議会の組織及び運営について所要の規定を設けるなどの改正を行うことといたすは、か、外国為替資金特別会計法は一件につきましても所要の整理を行うことといたしました。

たしたのであります。

第六に、経済安定本部の外局であります外資委員会の廃止に伴ひまして、外資に關する法律につきましては現在外資委員会が行なつてゐる事務をその内容に依りて大蔵大臣又は主務大臣に移すため所要の改正を行うことといたしました。大蔵大臣の諮問機関として設けられる外資審議会の組織及び運営等に關し所要の規定を設けることといたしました。このほか外国人の財産取得に關する政令は二件につきましても、外資委員会とあるのを主務大臣又は大蔵大臣に改める等の整理を行うことといたしました。

以上のほか日本銀行法及び国民金融公庫法について通貨発行審議会の廃止に伴ひ規定の整理を行うこととし、又特別職の職員の給与に關する法律は一件については各省設置法等の改正に伴つて廃止される各種の特別職の職員を規定から除く等所要の改正を行うこととしたのであります。

以上申しましたところが二法律案の提案の趣旨と内容の概略でございます。御審議頂きまして御賛成頂きますようお願い申し上げます。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記をとめて下さい。

「速記中止」

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

次に建設省設置法の一部を改正する法律案、予備審査であります。これを議題といたします。本案につきまして政府委員から提案理由の御説明を願ひます。

○政府委員(塚原俊郎君) 只今議題になりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由と概要とを御説明申し上げます。

本法律案は、当委員会において既に御審議を願つております各省設置法の改正法律案と同様に、今次の行政機構改革の一環として、建設省の内部部局の組織を改め、首都建設委員会を建設省の外局として置くことといたし、これらに伴つて建設省の所掌事務に關する規定について所要の改正を行い、あわせて建設省所管行政の監察機構を整備いたそうとするものであります。

以下これらの大綱について御説明いたします。

第一に建設省の内部部局は、従来管理、河川局、道路局、都市局及び住宅局並びに營繕部の五局一部でありましたが、これを改めて計画局、河川局、道路局、住宅局及び營繕部の五局としたし、存じます。

而して計画局におきましては、従来管理局が所掌してあります国土計画及び地方計画に關する事務、土地の収用使用に關する事務等と、都市計画及び都市計画事業に關する事務その他都市局の所掌に屬する事務を所掌することといたすと共に、後で御説明いたしたすように、首都建設委員会の事務局の職員をその職員をして兼ねさせたいと存じます。又營繕局におきましては、保安庁の特殊な建物の營繕以外の營繕その他従来營繕部が所掌してあります營繕に關する事務をつかさどらせることといたしたいと存じます。なお、建設業に關する事務その他現在の管理局の所掌事務で計画局の所掌とならない事務は、これを官房に移し、官房に官房長を置くことといたしたいと存じます。

第二に従来総理府の外局として置かれております首都建設委員会を建設局の外局として置くこととし、委員会の事務局の職員は、建設省計画局の職員のうちから兼ねて任命することとしたし、これがため首都建設法についても一、二所要の改正をいたしたいと存じます。

第三に技監制度を廃止し、これに代えて、建設技術會議を附属機関として設置し、建設省の所管行政に係る技術に關する重要事項を審査するものとしたし、これを存じます。

第四に本省に監察官十人以上を置き、所管行政の監察を行はせると共に、建設大臣が必要であると認めるときは、建設省の助成に係る事業の実況の検査を行はせることができるものとして、監察機構を整備し、もつて建設省の所管行政時に建設工事の適正な施行を確保したいと存じます。

第五に従来経済安定本部物産局において所掌してゐる地代及び家賃に關する事務を、経済安定本部の廃止に伴い、住宅局の所掌事務とし、住宅の緊急措置に關する事務及び連合国最高司令官から政府に返還されたいわゆる特殊物件に關する事務を整理することといたしたいと存じます。

第六に測量審議会は、昭和二十七年三月三十一日限りで廃止になることとなつておりましたが、右審議会において審議するを適當とする事項について一部審議が未了のため、今年その廃止を延期することとし、これに伴ひまして測量法に所要の改正を加えたいと存じます。

その他この機会に建設省設置法の規定で不備な点を若干整備いたしたいと

存する次第であります。  
以上が建設省設置法の一部を改正する法律案の大綱でございますが、何とぞ御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(河井彌八君) それでは文部省設置法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。これは予備審査であります。本法案につきまして政府委員から提案理由の御説明を求めます。

○政府委員(今村忠助君) 只今上程になりました文部省設置法の一部を改正する法律案についてその大要を御説明申し上げます。

今回の改正案による文部省機構改革は、二つの趣旨に基いております。第一は、行政簡素化の趣旨にのっとり、文部省の内部組織を簡素化したこととあります。第二は、従来の機構のうち不合理不便な点を改め、自主独立後の新事態に即するよう所要の調整を加えたこととあります。

第一の文部省の内部組織を簡素化する趣旨によるものとして、先ず政府の部制廃止の一般方針に則つて管理局の教育施設部を廃止いたしました。今後は教育施設部の事務は管理局において処理することといたします。又、大臣官房の事務をその本来の事務である人事、総務、会計に関するものに限定し、他の事務はすべてそれと関連ある局の所掌に属せしめました。

内部組織の簡素化としては以上でありまして、今回は同の廃止を行わなかつたのであります。これは文部省は昭和二十四年の行政改革の際二局を整理しました関係上これらの点について

は終了したものと認められたからであります。よつて新機構では一部を減じて一官房五局となつてゐるわけであり

次に、第二の従来の不合理不便な点を改めたこととありますが、これを改めるに當つての方針は、行政の一元化といふこととあります。旧機構では、指導行政と管理行政とを分離する方針がとられていました。従来の経験によれば、これはよい面もありますが、一面において不合理不便な点を生じ、又責任の所在が明らかでないという遺憾なこともありました。そこで今般は専ら事務の運営が最も合理的に且つ能率的に行われるようにという見地から改革を試みたのであります。この点から

の改革として主なものとしては先ず教科書行政に関するものがあります。従来教科書の内容に関する事務は初等中等教育局で、教科書の刊行に関する事務は調査普及局で、教科書の検定に関する事務は管理局で扱つておりました。教科書に関する事務が三局に跨つていて種々不便を感じていたので、このたびは初等中等教育局でこれらの事務を一体的に処理することといたしました。又大学の設置認可に関する事務は従来管理局の所掌とされ、内容面を取り扱つてゐる大学学術局が管理局に對して所要の報告をするという形をとつていたのであります。この点についても二重行政の嫌ひがありますので、このたび大学の設置認可に関する事務はすべて大学学術局において行うことといたしました。大よそ以上のような方針で各局の所掌事務について調整を加えたのであります。各局についてやや詳しく御説明申し上げますと次

の通りであります。

第一に、大臣官房についてであります。先にも触れましたように、大臣官房を簡素化するため、官房の事務を人事、総務、会計に関するものに限定し、渉外関係及び国際文化に関する事務並びに宗教法人等宗教に関する事務は調査局に、共済組合に関する事務は管理局に移すことといたしました。

第二は、初等中等教育局についてであります。この点についても先に触れましたように、事務の運営の合理的な且つ能率的に行われることを狙ひたいとして、従来調査普及局において行われておりました地方教育行政に関する諸制度特に教育委員会制度の企画、指導等の事務をこの局で行うことといたしました。もとより地方教育行政に関する事務は単に初等中等教育のみならず社会教育等にも関連をもつてあります。特に関係事項が多いので、これを初等中等教育局の所掌としたわけでありまして、又教科書に関する事務を一元的にこの局の所掌としたことは先に申述べた通りであります。その他の点については、現行とはほぼ同様であります。

第三は、大学学術局についてであります。大学設置認可に関する権限を管理局から大学学術局に移したことは先に申した通りであります。その他についてはほぼ現行通りであります。なお国立大学、国立研究所等に関する事務については所掌を明記する等所要の修正を加えたほか、学術行政に関する規定を整備して学術行政事務の増大に備えることといたしました。

第四に、社会教育局についてであります。著作権に関する事務を管理局か

ら移したほか、ほぼ現状通りであります。なお視聴覚教育、国際的又は全国的規模において行われる運動競技については、社会教育局が窓口となるように考慮いたしました。

第五に、調査局についてであります。従来の調査普及局という名称を調査局に改めることといたしました。これは普及という意味でこの局の所掌とされていた刊行に関する事務を初等中等教育局に移したことから、又、調査統計と共に文教政策の企画立案をこの局の所掌としたところから来ております。即ち調査局は、確實で客観的な調査統計を行うと共に、これに基いて基本的な文教政策を企画立案するものとし、併せてその成果の評価を行うものとしたのであります。調査局は従つて調査企画局とも称すべき性格を持つてゐるわけでありまして、これと同時に調査局を准官房的な局として、国際的業務の連絡調整、広報に関する事務等を所掌せしめました。なお、宗教に関する事務は、宗教に関する調査又は情報資料の収集等の関係から、この局に属せしめるのが比較的妥当であると考へたわけでありまして。

第六に管理局につきましても、先にも触れたように、教育施設部を廃止して、この部の所掌事務を管理局に統合すると共に、従来官房において行われた文部省共済組合及び公立学校共済組合に関する事務並びに内部部局以外の文部省職員及び地方公務員等教育関係職員の衛生、医療その他福利厚生に関する援助と助官の事務を掌することとし、又私立学校の行政に関する事務及び学校法人等の助成に関する事務をこの局で処理するものとしたのであります。

又前に申し上げた通り、大学設置認可に関する事務、著作権に関する事務、教科書の検定に関する事務は、それぞれ大学学術局、社会教育局、初等中等教育局に移すことといたしました。結局、管理局は、物資の面及び金の面を主として掌する局としての性格を持つこととなつたのであります。

最後に、現行法上疑義を生じやすい規定とか重複する規定とかを整備いたしました。例えば、現行の設置法においては、文部省の任務として掲げられている事項及び文部省の権限として掲げられている事項の区別が内容的にも不分明であり、又形式上も不統一で、解釈上しばしば誤解を招く虞れがありますので、他の国家行政機関との関係においての文部省の任務及び責任の範囲を第四條において明らかにすると共に、第五條において文部省の権限として掲げられてゐる事項を整備して規定いたしましたのであります。その他各局の共通事務の規定を設けたり、各種規定を簡潔にわかりやすくすることに努めたのであります。以上が本法案の要旨であります。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) これを以て五つの設置法関係の予備審査の政府の説明を伺つたのであります。なお一つお諮りいたしますことが漏れておりましたからお諮りいたします。保安庁法案について地方行政委員会と連合委員会を開くという要求が、地方行政委員会から提出されました。これに同意することに御異存ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認め、さうに決します。

本日はこれを以つて散会いたしま  
す。  
午後二時三十九分散会

五月十三日予備審査のため、本委員会  
に左の事件を付託された。

一、農林省設置法等の一部を改正す  
る法律案

農林省設置法等の一部を改正する  
法律案

農林省設置法等の一部を改正す  
る法律案

(農林省設置法の一部改正)

第一條 農林省設置法(昭和二十四  
年法律第五十三号)の一部を次  
のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 總則(第一條—第四條)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五條—第  
十二條之三)

第二節 附屬機關(第十三條—  
第三十四條)

第三節 地方支分部局(第三十  
五條—第四十八條)

第一款 農地事務局(第三  
十六條—第四十一  
條)

第二款 統計調査事務所(第  
四十二條)

第三款 食糧事務所(第四  
十三條—第四十四  
條)

第四款 営林局(第四十五  
條—第四十七條)

第五款 営林署(第四十八  
條)

第三章 外局(第四十九條)

第四章 職員(第五十條—第五  
十一條)

附則

第四條第十三号から第十六号まで  
を次のように改める。

十三 農林省設置法に關する総合  
計画についての調査及び立案に  
關する事務を行うこと。

十四 所掌事務に係る物資の生  
産、配給及び消費の基本的施策  
につき企画立案すること。

十五 所掌事務に係る物資に關  
する価格等の統制を行うこと。

十六 主要食糧及び所掌事務に係  
る國際的に供給が不足する物資  
等の配給を行い、又は配給を規  
制すること。

第四條第十六号の次に次の四号を  
加ふる。

十六の二 主要食糧の使用、加  
工、譲渡、譲受若しくは引渡又  
は所掌事務に係る國際的に供給  
が不足する物資等の使用、讓  
渡、譲受若しくは引渡を制限  
し、又は禁止すること。

十六の三 主要食糧の加工、讓  
渡、譲受若しくは引渡又は所掌  
事務に係る國際的に供給が不足  
する物資等の譲渡を命ずること。

十六の四 所掌事務に係る外国為  
替予算案の作成の準備をするこ  
と。

十六の五 所掌事務に係る事業に  
關し、外国投資家に係る技術接  
助契約の締結若しくは更新又は

外国投資家の株式等の取得に關  
し認可を与え、又は届出を受理  
すること。

第四條第十七号中「農業協同組  
合」の下に「森林組合」を、同條第  
四十六号中「貯蔵すること。」の下に  
「輸入のための買入及び輸出のため  
の売渡を含む。」を加え、同條第四  
十七号中「価格」を「買入及び売渡の  
価格」に改め、同條第四十八号を次  
のように改める。

四十八 削除

第四條第五十四号を次のように改  
める。

五十四 削除

第五條第一項中「五局」を「七局」  
に、「農政局」を「農林経済局」に、  
「蚕糸局」を「食糧局」に改め、同條  
「蚕糸局」を「食糧局」に改め、同條  
第二項を削る。

第六條に次の六項を加ふる。

3 農林経済局及び農地局に次長各  
一人、食糧局及び林野局に次長各  
二人を置く。

4 次長は、局長を助け、局務(農  
林経済局の次長にあつては、第八  
條第二十三号から第二十八号ま  
でに掲げる事務を除く)を整理す  
る。

5 農林経済局に統計調査監一人を  
置く。

6 統計調査監は、命を受けて第八  
條第二十三号から第二十八号ま  
でに掲げる事務を掌理する。

7 畜産局に競馬監一人を置く。

8 競馬監は、命を受けて第十一條  
第十一号及び第十二号に掲げる事  
務を掌理する。

第七條中第十二号を次のように改  
め、第十三号から第十七号の二まで  
を削り、第十八号を第十三号とす  
る。

十二 農林省水産業に係る土地及  
び農業水利の総合計画に關する  
調査及び立案に關する事務を行  
うこと。

第八條(見出しを含む)中「農政  
局」を「農林経済局」に改め、同條第  
一項中第二号、第七号及び第十号を  
削り、第三号を第二号とし、第四号  
から第六号までを順次一号ずつ繰り  
上げ、第八号中「農機具、農業そ  
の他の農業専用物品」を削り、「所掌  
する農業専用物品」を「所掌する肥  
料」に改め、同号を第六号とし、第  
九号中「農産物(蚕糸及び主要食糧  
を除く)及び農業専用物品」を「肥  
料」に改め、同号を第七号とし、第  
十一号を第八号とし、同号の次に次  
の二十二号を加え、同條第二項を削  
る。

九 七、茶その他の青果物の流通及  
び消費の増進、改善及び調整を  
図ること。

十 農業倉庫に關すること。

十一 農業用小水力発電施設の助  
成を行うこと。

十二 資金に關する調整並びに農  
林中央金庫その他の金融業務を  
行う団体及びこれらの団体の行  
う金融業務の指導監督を行うこ  
と。

十三 農林漁業資金を融通するこ  
と。

十四 農林漁業資金融通特別会計  
の経理を行うこと。

十六 農林省の所掌事務に係る物  
資の売買取引を行うために必要  
な商品市場を開設することを目  
的とする商品取引所に關する調  
整を図ること。

十七 企業の整備及び振興を図る  
こと並びに商工業団体の指導監  
督を行うこと。

十八 農林省の所掌に係る事業の  
合理化に關すること。

十九 農林省水産業用物資の割当  
又は配分に關する調整を行うこ  
と。

二十 外国為替予算案の作成の準  
備に關すること及び輸出入に關  
する連絡調整を行うこと。

二十一 輸出農林省水産物の等  
級、標準及び包装条件並びに檢  
査に關すること。

二十二 日本農林規格に關するこ  
と。

二十三 農林省の所掌事務に係る  
統計報告の徴収についての調整  
その他統計に關する総合調整を  
行うこと。

二十四 耕地面積及び農作物の作  
況の調査を行うこと。

二十五 農山漁村の統計的經濟調  
査を行うこと。

二十六 前二号に掲げるものの  
外、農林省水産業に關する統計  
を作成すること。

二十七 統計的調査資料に基き、  
農林省水産業に關する予測事業  
を行うこと。

二十八 農林省の所掌事務に係る  
図書収集、保管、編集及び刊

行を行うこと。

二十九 農業(畜産業を含む。次号において同じ。)及び農民生活に関する経済学的研究の企画、実施、調査及び助成並びに関係研究機関の行う当該研究の連絡調整を行うこと。

三十 農業及び農民生活に関する経済学的研究についての資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

第十條第一項第一号から第四号までを次のように改める。

一 農業経営の改善を図ること。

二 農産物(畜産を除く。以下本條中同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(農林経済局及び食糧局の所掌に属することを除く。)

三 農機具、農薬その他の農業専用物品(肥料を除く。以下本号及び次号において同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関するものを除く。)

四 農産物及び農業専用物品の検査に関すること。(食糧局の所掌に属することを除く。)

第十條第一項中第四号の二及び第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 農産物の生産の指導に関し、当該業務を行う団体を指導監督すること。

五の二 病虫害の防除及び輸出入植物の検疫に関すること。

第十條第一項第七号、第十号、第十二号及び第十三号中「農民生活」を「農山漁家の生活」に、同項第九号、第十一号及び第十三号中「試験研究」を「自然科学的試験研究」に改め、同條第二項から第四項までを削る。

第十一條第二項を削る。

第十二條の次に次の二條を加える。

(食糧局の事務)

第十二條の二 食糧局においては、左の事務をつかさどる。

一 主要食糧、飲食料品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に関する企画を行うこと。

二 主要食糧の買入及び売渡の価格の決定並びに主要食糧の価格の統制に関すること。

三 主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整に関すること。

四 飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五 主要食糧、飲食料品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。

六 主要食糧の輸出入の許可等に関すること。

七 主要食糧の集荷、配給、加工等の業務並びに飲食料品及び油脂の生産、流通等に関する業務の発達、改善及び調整を図ること。

八 主要食糧、飲食料品及び油脂に関する団体の指導監督及び助

成を行うこと。

九 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)による農産物の検査その他主要食糧、飲食料品及び油脂の検査に関すること。

十 主要食糧、飲食料品及び油脂についての試験研究に関すること。

十一 食糧管理特別会計の経理を行うこと。

(林野局の事務)

第十二條の三 林野局においては、左の事務をつかさどる。

一 林業行政に関する企画を行うこと。

二 国有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営に関すること。

三 民有林野の造林及び営林に関すること。

四 森林治水に関すること。

五 保安林及び保安施設地区に関すること。

六 林道の造成、復旧等を行い、及び林道に関する指導助成を行うこと。

七 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

八 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の検査に関すること。

九 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関すること。

十 立木の取得、加工及び処分に

十一 森林組合その他林業、林産物及び加工炭に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

十二 森林病虫害の防除に関すること。

十三 森林火災国営保険に関すること。

十四 野生鳥獣の保護繁殖を図り、狩猟の取締を行うこと。

十五 林業に関する試験研究及び調査を企画し、関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を図り、並びに林業技術の改良、発達及び普及を図ること。

十六 森林火災保険特別会計及び国有林野事業特別会計の経理を行うこと。

第十三條中「家畜衛生試験場」を「家畜衛生試験場」に、「種畜試験場」を「種畜試験場」に、「種畜試験場」を「種畜試験場」に改める。

第十六條及び第十七條を削り、第十八條を第十六條とし、第十九條及び第二十條を削り、第二十一條を第十七條とし、第二十二條を第十八條とし、同條の次に次の二條を加える。

(食糧研究所)

第十九條 食糧研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査

二 食糧に関する分析、鑑定及び検定

三 試験研究のために製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布

四 食糧の利用、加工、貯蔵等に関する講習

2 食糧研究所は、東京都に置く。

3 食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。

(林業試験場)

第二十條 林業試験場は、林業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。

2 林業試験場は、東京都に置く。

3 農林大臣は、林業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に林業試験場の支場及び分場を設けることができる。

4 林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二十三條を第二十一條とし、第二十四條から第三十三條までを順次二條ずつ繰り上げ、第三十二條及び第三十三條として次の二條を加える。

(食糧管理講習所)

第三十二條 食糧管理講習所は、食糧管理の実務に関する講習を行う機関とする。

2 食糧管理講習所は、愛知県に置く。

3 食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。

(林業講習所)

第三十三條 林業講習所は、林業

の経営及び技術に関し、林野局、  
 営林局及び営林署の職員の教習を

2 林業講習所は、東京都に置く。

3 林業講習所の内部組織については、農林省令で定める。

第三十四條第一項の表中  
 「蕪糸価格安定審議会」

蕪糸価格安定審議会（昭和二十六年法律第三百十号）によりその権限に属させた事項を審議すること。  
 米価その他主要食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議すること。

米価審議会  
 森林火災国営保険審査会

森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の規定により、森林火災国営保険に関する事項を審査すること。  
 森林に関する重要事項を調査審議すること。

中央森林審議会

「統計調査事務所」を  
 営林署に改める。

第三十五條中「統計調査事務所」を  
 営林署に改める。

第四十二條第一項中「農作物の作  
 況」を「農林畜水産物の収獲高」に、  
 「農村」を「農山漁村」に改める。

第四十三條及び第三章を削り、第  
 二章第三節中第二款の次に次の三款  
 を加える。

第三款 食糧事務所  
 （所掌事務）

第四十三條 食糧事務所は、本省の  
 所掌事務のうち第十二條の二に掲  
 げるものを分掌する。

2 農林大臣は、前項の事務の外、  
 食糧事務所に本省の所掌事務のうち  
 農林産物の検査に関する事務を  
 分掌させることができる。

3 食糧事務所の名稱、位置、管轄  
 区域、所掌事務の範囲及び内部組  
 織については、農林省令で定め  
 る。

（支所及び出張所）

第四十四條 農林大臣は、所務の一  
 部を分掌させるため、所要の地に  
 食糧事務所の支所及び出張所を設  
 けることができる。その名稱、位  
 置、管轄区域及び内部組織につい

ては、農林省令で定める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
旭川営林局	北海道 上川郡 （石狩国）	北海道のうち上川郡（石狩国）、宗谷郡、礼文郡、利尻郡、天塩郡、枝幸郡、中川郡（天塩国）、苫前郡、上川郡（天塩国）、雨竜郡、留萌郡、増毛郡、旭川市、空知郡の一部、勇払郡の一部
北見営林局	北見市	北海道のうち北見市、紋別郡、常呂郡、網走市、網走郡、斜里郡
帯広営林局	帯広市	北海道のうち帯広市、目梨郡、標津郡、野付郡、根室郡、花咲郡、厚岸郡、川上郡、釧路郡、釧路市、阿寒郡、白糠郡、足寄郡、中川郡（十勝国）、十勝郡、河東郡、上川郡（十勝国）、河西郡、広尾郡

ては、農林省令で定める。

第四款 営林局  
 （所掌事務）  
 第四十五條 営林局は、本省の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

- 一 同有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営を行うこと。
- 二 民有林野の造林及び営林の指導並びに森林治水事業に関すること。
- 三 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関すること。
- 四 立木の取得、加工及び処分に関すること。
- 五 営林署を指導監督すること。

第四十六條 営林局の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

2 前項の表に掲げる管轄区域中「郡の一部」とある地域は、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、林産物の運搬設備の管理その他の事項で二以上の営林局の管轄区域にわたるものに関し必要があるときは、その事項を管轄する営林局を指定することができる。

4 農林大臣は、林産物の運搬設備の管理その他の事項に関し必要があるときは、営林署の所掌事務の一部を営林局に行わせ、又は営林局の所掌事務の一部を営林署に行

（内部部局）  
 第四十七條 営林局に左の三部を置く。  
 総務部  
 経営部  
 事業部

2 前項に定めるものの外、営林局の内部部局の組織の細目及び職員数の制限については、農林省令で定める。

第五款 営林署  
 第四十八條 営林署は、本省の所掌

札幌営林局	札幌市	北海道のうち札幌市、浜益郡、樺戸郡、岩見沢市、厚田郡、石狩郡、札幌市、夕張郡、樺戸郡、岩見沢市、新十津川郡、小樽市、小樽郡、高島郡、札幌市、千歳郡、美幌郡、小樽市、積丹郡、白老郡、空知郡の一部、勇払郡の一部
函館営林局	函館市	北海道のうち函館市、古宇郡、岩内郡、虻田郡、磯谷郡、歌来郡、有珠郡、蘭市、寿都郡、檜別郡、奥尻郡、網走郡、茅部郡、亀田郡、上磯郡、山越郡、松前郡
青森営林局	青森市	青森県、岩手県
秋田営林局	秋田市	秋田県、山形県
福島営林局	福島市	宮城県、福島県
東京営林局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
長野営林局	長野市	長野県、新潟県
名古屋営林局	名古屋市	静岡県、愛知県、岐阜県、富山県
大阪営林局	大阪市	大阪府、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、島根県
高知営林局	高知市	高知県、徳島県、香川県、愛媛県
熊本営林局	熊本市	熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

事務のうち左に掲げるものを分掌する。

一 国有林野及び公有林野官行造林地の造林及び管林を実施すること。

二 民有林野の造林及び管林を指導すること。

三 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品の生産及び処分を行うこと。

四 立木の取得、加工及び処分を行うこと。

2 管林署の名称、位置、管轄区域及び内部組織並びに職員の数制については、農林省令で定める。

3 管林局長は、林産物の運搬設備の管理その他の事項で二以上の管林署の管轄区域にわたるものに関し必要があるときは、その事項を管轄する管林署を指定することができる。

改正後の第四十八條の次に次の一章を加える。

第三章 外局

(水産庁)

第四十九條 国家行政組織法第三條

第二項の規定に基づいて農林省に置かれる外局は、水産庁とする。

2 水産庁の組織、所掌事務及び権限は、水産庁設置法の定めるところによる。

第七十四條を第五十條とし、第七十五條を第五十一條とする。

(水産庁設置法の一部改正)

第二條 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第七條の二中「第七條の六」を「第八條」に改める。

第七條の九及び第八條を削り、第七條の八を第八條とし、第九條を次のように改める。

(漁業調整事務局及び漁業調整事務所)

第九條 水産動植物の繁殖保護、漁業の許可、漁業取締その他漁業調整、漁業調整委員会の監督等漁業法及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の施行に

関する事務の一部を分掌させるため、漁業調整事務局及び漁業調整事務所を置く。

2 漁業調整事務局及び漁業調整事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
北海道漁業調整事務所	札幌市
仙台漁業調整事務所	仙台市
新潟漁業調整事務所	新潟市
香住漁業調整事務所	兵庫県
瀬戸内海漁業調整事務所	神戸市
福岡漁業調整事務所	福岡市
有明海漁業調整事務所	大牟田市

3 漁業調整事務局及び漁業調整事務所の管轄区域、内部組織及び所掌事務の範囲については、農林省令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 昭和二十八年三月三十一日までの期間内において政令で定める期日までは、管林局の名称、位置及

び管轄区域については、農林省設置法第四十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 従前の食糧庁及び林野庁の機関及び職員並びに経済安定本部の米価審議会及びその委員(専門委員を含む。)は、それぞれ農林省の本省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。  
第二條第二項第七号中「林野庁」を「林野局」に改める。

昭和二十七年五月二十三日印刷

昭和二十七年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷行